

背景

災害対策基本法の改正
(平成25年6月)

大規模災害からの復興に関する法律
(平成25年6月)

原子力規制委員会における
検討

主な修正項目

大規模災害への対策強化

1 防災の基本理念の明確化

- 被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等

2 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 災害緊急事態の布告時における対処基本方針の作成による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持
- 地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化

3 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

4 被災者保護対策の改善

- 指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
- 罹災証明書等の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施
- 被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施

5 平素からの防災への取組の強化

- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進
- 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

6 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

- 復興の基本理念(住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援)を明確化
- 国の設置する復興本部による施策の推進・総合調整
- 市町村の作成する復興計画に基づく計画的な復興

原子力災害への対策強化

1 原子力災害対策重点区域における防護措置の実施

- 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)、緊急的防護措置を準備する区域(UPZ)における避難準備、屋内退避、避難等防護措置の実施

2 緊急事態の区分の設定

- 発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

3 運用上の介入レベル(OIL)の設定

- 空間線量率等に応じて運用上の介入レベル(OIL)を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

4 緊急時モニタリング体制の見直し

- 国、地方公共団体、原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施

5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- 安定ヨウ素剤の緊急時の服用に係る体制や事前配布等の必要な措置を整備

構成の見直し等

1 各災害に共通する対策の整理

- 各災害に共通する事項をまとめ、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動

2 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し

- 東日本大震災以降の最近の防災対策の検討を踏まえ、当面、特に重点を置くべき点を明確化し、第1編に移動

3 最近の災害の教訓を踏まえた見直し

- 避難勧告の判断基準の明確化、外国人旅行者等の避難誘導体制の構築

防災基本計画の編構成の見直しについて

